

TWINKLE JOYO 2019

光のマーケット出店要項（一次募集）

概要

光のページェント「TWINKLE JOYO」は市内外から城陽市に來訪される多くの方々に城陽市の魅力を知っていただき、市内の産業の活性化につなげていく事を願って開催されます。つきましては「TWINKLE JOYO」をみんなで盛り上げていくため、次の通り「光のマーケット出店要項」を定めます。

1. 名 称	「TWINKLE JOYO 2019」 光のマーケット
2. 開催日時	令和元年 12 月 1 日（日）～令和元年 12 月 25 日（水） 午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
3. 場 所	城陽市総合運動公園内レクリエーションゾーン内 石の広場
4. 出店資格	① 城陽市観光協会正会員（企業・団体、個人）であり、 観光協会在籍 1 年を経過し、会費を納入済であること。 ※起算日は光のマーケットの始まる 12 月 1 日とする。 今までに不参加及び規約違反を 1 回でもした場合は、如何なる理由も認めず参加は出来ません。 ② 観光協会会員の家族(直系親族)が出店する場合は、18 歳以上で「TWINKLE JOYO」光のマーケット出店要項を遵守できる者であること。 ※学生の場合は保護者の同意書を必要とする。 ③ 「TWINKLE JOYO」開催期間中、 応募期間全日程の出店が可能であること。
5. 出店条件	① 「TWINKLE JOYO」の準備・運営・片づけ及び会場周辺清掃に必ず参加すること。 （注 1） ② 実行委員会・物産部会等に参加すること。 ③ 飲食出店者は、保健所の営業許可を有する者で、「営業許可証」のコピーを実行委員会に提出し、ブースに掲示すること。 ④ 申込み品目以外の出品をしないこと。

6. 出店可能品目	<p>① 飲食品（その場で喫食するもの、青果、飲料、菓子）、おもちゃ、アクセサリー、小物、花木等。 ※禁止品目は以下の通り コピー商品（著作権侵害物）、盗作品、危険品、生もの（魚や肉など）</p> <p>② 販売品目（同一あるいは類似品等）及び価格については実行委員会で調整する。</p>
7. 申込方法	<p>別紙申込用紙に必要事項を記入の上、誓約書とともに下記宛に提出ください。飲食出店の方は「営業許可証」のコピーを添付ください。 ※提出先 〒610-0121 城陽市寺田樋尻 44-8 城陽市観光協会気付 TWINKLE JOYO 2019 実行委員会 物産部会事務局あて</p>
8. 申込期間	<p>令和元年 8 月 17 日(土)午前 9 時から 8 月 24 日(土)午後 5 時まで</p>
9. 出店許可	<p>実行委員会は申込みのあったものを審査し、出店許可を通知します。規約違反がなく観光協会事業参加実績のある出店者を優先し、可否を通知します。</p>
10. 出店料 (全日程コース)	<p>① 1 区画 (3.6m×3.6m) 50,000 円 ② ゴミ処理料等 10,000 円 (LED 購入費用を含む) ③ 保険料 1,000 円</p> <p>出店料は納入期日までに城陽市観光協会へ直接持参されるか指定する口座へお振込みください。 ※納入期日等は別途説明会時にご連絡します。 今年も短縮期間コースを企画しています。(注2)</p>
11. 申込みに際しての注意事項	<p>① 出店は 1 名(団体)あたり、原則 2 区画までとします。 ② 出店者がブースの規定数を下回る場合には実行委員会が調整をします。 ③ 出店料納入後、申込者の事情により出店できない場合は、出店料の返金は致しません。 ④ 実行委員会が出店内容を不適切と判断した場合は、出店をお断りすることがあります。この場合は出店料を返金いたします。 ⑤ ブースの配置は、実行委員会が決定いたします。</p>

12. 出店 ◆ 出店全般

に関する注意
事項

- ① 申込みの内容に虚偽が判明した場合（名義貸し、共同出店、代理人の出店など）、開催期間中であっても出店を中止し、撤去いただきます。この場合、出店料は返金いたしません。また今後の出店も申込みもお断りさせていただきます。
- ② 開催期間中における食中毒・盗難・破損・トラブル・駐車場の事故・商品の苦情につきましては、実行委員会では一切の責任を負いません。
- ③ 実行委員会の指示に従っていただけない場合は、出店を中止し撤去して頂くことがあります。
- ④ 出店の許可は、他人に譲渡することはできません。

◆ 会場に関して

- ① 必要な備品等に関しては、各自用意してください。
- ② 電源に関しては、1出店あたり 500W を上限とします。
※500W を超過した分は別途追加料金が必要となります。
料金は別途通知します。
- ③ 出店ブース及び周辺のゴミ等は各自で清掃願います。

13.その他

出店を許可された方を対象に、後日説明会を開催します。

※説明会の日時・場所は、別途ご連絡します。

※欠席者は説明内容を同意したものとみなします。

飲食品を販売する出店者の方は、城陽市の特産品(梅、イチジク、寺田芋等)を使用したメニューを、**極力一品以上**販売願います。

※当該メニューについては、パンフレットに店舗名と商品名を掲載するとともに、開催期間中に会場内にて特別な PR 活動を実施する予定です。

(注 1)

- ・会場の準備、片づけ(テント設営及び撤去、全体飾りつけ及び撤去)に参加できない場合は、1日当り 10,000 円(半日 5,000 円)をいただきます。

(注 2)

- ・短期間コース出店料(1区画 3.6m×3.6m) *ゴミ処理料他、保険料含む
詳細は説明会時にご連絡いたします。

コース	期間	日数	金額(円)
A	12月1日~12月7日	7日間	30,000
B	12月7日~12月13日	7日間	25,000
C	12月14日~12月19日	6日間	35,000
D	12月20日~12月25日	6日間	40,000